

5. 社会支援部門（旧災害緊急対応部門）

5.1 災害緊急対応

1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災に際し、学術調査団を派遣して土木構造物の被害調査を4次に渡り実施し、土木学会としての政府に向けた提言、報告書作成、関連学協会との共同作業を行った。このような緊急災害の発生に際して、社会基盤施設整備を担う土木工学の専門家集団である土木学会が、公正・中立な立場から、発生した災害の原因究明と速やかな緊急対応、復旧・復興への提言を行うことは、土木学会の社会的貢献として非常に重要かつ意義深いこととである。そこで、学会理事会に属する部門会議として災害緊急対応部門を1996年に組織化した。

2004年5月に、司法支援の業務を統合し、社会支援部門と改称した。

5.2 司法支援

2001年1月に最高裁判所事務総局民事局より土木学会に民事訴訟の審理の迅速化を目指した検討を行っているが裁判官は一般に土木分野の知識が十分でなく、適切な鑑定人を選定することが困難な場合が多い。そこで公正・中立な立場の専門家集団である土木学会に鑑定人候補者の選定協力依頼があった。また、2003年1月には、民事裁判調停委員の推薦について依頼があり、土木学会としては「社会との連携機能の充実」が需要課題としていることから、これを受け調査研究部門にて司法支援として発足させた。

2004年5月から、この業務は調査研究部門から社会支援部門へ移管された。

[井上 啓一・主査理事（松尾 全士）]